

高層建築物等防災計画届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

印

(個人にあつては、住所及び
氏名(自署又は記名押印))

高層建築物等の防災計画を作成したので、埼玉県震災予防のまちづくり条例第17条第2項の規定により届け出ます。

建築主	住所			
	氏名又は名称		電話番号	
設計者	住所			
	氏名		電話番号	
建築物名称				
敷地	地名地番			
	用途地域			
	防火地域		敷地面積	m ²
建築物概要	工事種別	新築・増築・改築・移転・用途変更		
	用途		建築面積	m ²
	階数	地上階 地下階	延べ面積	m ²
	最高の高さ	m	備考	
	構造			

(表)

6 cm	身 分 証 明 書			第	号
				年	日
				月	
	所属・職名				
	氏 名				
	生年月日	年	月	日	
	有効期限	年	月	日	
	上記の者は、埼玉県震災予防のまちづくり条例第26条第1項の規定により立入調査をする者であることを証明する。				
				埼玉県知事	印

8 cm

(裏)

埼玉県震災予防のまちづくり条例（抜粋）

（報告の徴収等及び立入調査）

第26条 知事は、第18条第5項、第19条第6項及び第21条第1項の規定の施行に必要な限度において、既存建築物の所有者、落下対象物等の所有者若しくは管理者に対し、当該既存建築物若しくは当該落下対象物等の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、既存建築物、落下対象物の存する建築物若しくは被災建築物若しくは既存建築物、落下対象物等若しくは被災建築物の存する土地に立ち入り、必要な事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。